

入会手続に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、本会入会に関する手続について定めることを目的とする。

(審査)

第2条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、審査を受けなければならない。

(推薦及び認証)

第3条 前条の審査を受けるにあたっては、支部役員2名以上の推薦及び所属支部長の認証を必要とする。

但し、会長の承認を受けた場合は、所属予定支部の区域内に所在する会員2名以上の推薦をもって、支部役員2名以上の推薦及び所属支部長の認証に代えることができる。

(添付書類)

第4条 申込書には次の書類を添付しなければならない。

1. 定款
2. 登記簿謄本（3ヶ月以内のもの）
3. 工事経歴書（直前1ヶ年分）
4. 保有技術者名簿
5. 特定建設業許可証明書
6. 建設業退職金共済事業加入・履行証明書及び建設業労働災害防止協会東京支部入会証明書並びにその他必要な証明書
7. 東京都内に本店を有しない者にあつては、本店がその所在地の建設業協会に入会している証明書
8. 代表者の経歴書
9. 反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書

(入会の諾否の決定)

第5条 前各条により入会申込書及び添付書類を受理したときは、理事会において入会の諾否を決定する。

(会費および入会金)

第6条 入会の承認を得た者は入会金、会費を直ちに納入しなければならない。

(改 廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。

附 則

本規程は、一部改定し、平成 29 年 7 月 27 日から適用する。